

今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会開催要綱

1 趣旨

人口減少社会が到来する中で、男女ともに労働者が仕事と家庭を両立し、安心して働き続けることができる環境を整備することは、ますます重要な政策課題となっている。

このため、育児・介護休業等の普及、定着を図っているところであるが、平成16年の育児介護休業法の改正においては、改正法の附則で、「この法律の施行後適当な時期において」、「施行状況を勘案し、期間を定めて雇用される者に係る育児休業等の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされたところである。

また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の中間報告においては、ワーク・ライフ・バランスの実現の観点から、働き方の改革のための支援施策の検討が求められ、さらに、「新しい少子化対策について」（平成18年少子化社会対策会議決定）、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月閣議決定）等においても、仕事と家庭の両立支援制度の見直しの検討が求められたところである。

以上を踏まえ、仕事と家庭の両立支援をめぐる現状を把握しつつ、仕事と家庭の両立を容易にするための更なる方策等について、検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 仕事と家庭の両立支援に係る現状及び課題
- (2) 仕事と家庭の両立支援に係る諸外国の状況
- (3) 仕事と家庭の両立支援のための具体的方策
- (4) その他

3 運営

- (1) 仕事と家庭の両立支援に関する研究会は、雇用均等・児童家庭局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- (3) 研究会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (4) 研究会の庶務は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課で処理する